

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森 次 茂 廣

被告

第15 準備書面

令和4年4月18日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

同

(担当) 同

被告準備書面16に対する反論

1 乙23号証のソースコードの記述に誤りがあること

被告準備書面16第1の1乃至3において、測定レンジと出力電圧の対応関係について述べられている。この点、測定レンジについては第14準備書面第1の1で述べたとおりであるが、被告準備書面16第1の1乃至3の説明も踏まえて改めて乙23号証を検討すると、電圧から物理値（騒音dB及び振動dB）に変換するソースコードに（以下の図1参照 乙23号証28頁の7行目乃至16行目）誤りがあることが判明

した。

< 図 1 >

```
If tmpMaxInpBuf1Sec0 >= 0 Then
  lbl騒音計LA = Int(((tmpMaxInpBuf1Sec0 - 32768) / 3276.8 * 20 + (RangeSouonnDb - 70)) * 10) / 10
Else
  lbl騒音計LA = Int(((tmpMaxInpBuf1Sec0 + 32768) / 3276.8 * 20 + (RangeSouonnDb - 70)) * 10) / 10
End If
If tmpMaxInpBuf1Sec1 >= 0 Then
  lbl振動計LA = Int(((tmpMaxInpBuf1Sec1 - 32768) / 3276.8 * 20 + (RangeSindouDb - 60)) * 10) / 10
Else
  lbl振動計LA = Int(((tmpMaxInpBuf1Sec1 + 32768) / 3276.8 * 20 + (RangeSindouDb - 60)) * 10) / 10
End If
```

①：演算結果を、少数第一位で切り捨てる。

②：A/D変換器で、入力されたバイナリ値を、電圧値(V)に変換。

③：電圧値(V)を、物理値(dB)に変換。

上記ソースコードは、第11準備書面第1の2(2)で、A/D変換器のバイナリ値から電圧値に変換する計算式に誤りがあると指摘したソースコードと同じである。

上記<図1>の③の部分は、被告が準備書面16の1乃至3で説明している測定レンジ・出力電圧一覧表を計算式に表したものである。③の部分は、「電圧×係数+(測定レンジの最大値-測定レンジの幅)」の計算式を示している。

係数とは、電圧値(V)を測定値(dB)に変換する係数を定めるものであり、定数となる。本件では、騒音計(NL-21)の出力電圧が0.25V/10dBであるため、騒音計の係数は40(0.25V×40=10dB)となる。振動計(VM-52)の出力電圧は0.5V/10dBであるため、振動計の係数は20(0.5V×20=10dB)となる。

測定レンジの最大値(フルスケール値)は変数であり、例えば被告の

主張する20～80 dBの測定レンジの場合は、最大値の80 dBが代入され、40～130 dBの測定レンジの場合は、130 dBが代入される。

測定レンジの幅は、定数であり出力電圧の最大値（フルスケール値）のときの測定値を定める。具体的には、騒音計の場合、2.5 Vが最大電圧（フルスケール）であるため、上記の係数40を乗じて100 dBとなる（ $2.5 \times 40 = 100$ ）。振動計の場合、3.0 Vが最大電圧（フルスケール）であるため、上記の係数20を乗じて60 dBとなる。

以上を「電圧×係数＋（測定レンジの最大値－測定レンジの幅）」の計算式に反映すると、

騒音式の変換計算式：電圧×40＋（RangeSouonnDb－100）

振動計の変換計算式：電圧×20＋（RangeSindouDb－60）

となる。

したがって、乙23号証は、騒音計の変換計算式の係数(20)及び測定レンジ幅(70)の箇所の記述に誤りがある。第11準備書面第1の2(2)でも述べたが、計測プログラムにおいてセンサーから入力したデータを測定値に変換するルーチンは最も重要であり、当該ルーチンに誤りがある場合測定プログラムとして機能しない。

2 被告が提出したコンテック社のリファレンスマニュアル（乙38）が旧版ドライバ（API-AIO（98/PC））のものであること

被告は、準備書面14第5において、「API-AIO」は、コンテック社のWindows版高機能アナログ入出力WDMドライバであると主張しているが、準備書面16第2では、WDMの一代前前のドライバであるAPI-AIO（98/PC）のリファレンスマニュアル（乙38）を提出している。API-AIO（WDM）のリファレンスマニュアル

とAPI-AIO(98/PC)のリファレンスの一部を比較すると(甲44)、以下のとおりとなる。

WDMドライバー(API-AIO(WDM))

初期化:AioInit関数 甲第44号証 1頁

終了:AioExit関数 甲第44号証 2頁

旧版ドライバー(API-AIO(98/PC))

初期化:AioOpen関数 甲第44号証 3頁

終了:AioClose関数 甲第44号証 4頁

乙38号証の1乃至3頁には、「AirOpen」、「AirClose」等の記載があるため、被告が提出したドライバーリファレンスは
一世代前のドライバであるAPI-AIO(98/PC)である。

以上より、被告は乙23号証で使用しているAPI-AIOのドライバが旧版なのかWDMであるのか両者の違いを理解していない。準備書面16第2において、API-AIO FUNCTION、API-DIO FUNCTIONに対してコンテック社の資料を提出するだけで特段説明がなされていないことも踏まえると、被告にはサイレントロボのソースコードを開発するだけの能力はないと考えられる。

3 よって、乙23号証はサイレントロボのソースコードではない。

以上